

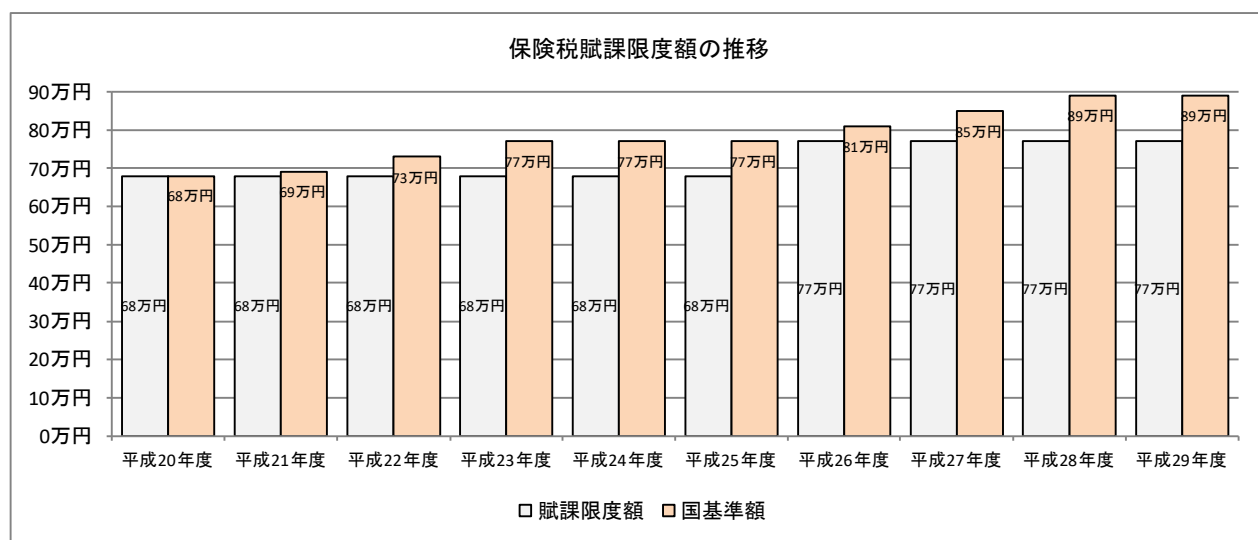
賦課限度額の改正経緯

世帯主に対して賦課できる年間の保険税の上限は、法律で最高限度額が規定されており、その範囲内で市町村の条例で規定することによって、被保険者の負担の上限を設けています。本市の平成29年度課税における賦課限度額は、国の基準より12万円低い77万円となっています。

保険税賦課限度額の推移及び国基準との差

区分	朝霞市				国の基準				国基準との差額
	医療	支援	介護	賦課限度額	医療	支援	介護	国基準額	
		(H20～)	(H12～)			(H20～)	(H12～)		
平成20年度	47万円	12万円	9万円	68万円	47万円	12万円	9万円	68万円	0万円
平成21年度	47万円	12万円	9万円	68万円	47万円	12万円	10万円	69万円	-1万円
平成22年度	47万円	12万円	9万円	68万円	50万円	13万円	10万円	73万円	-5万円
平成23年度	47万円	12万円	9万円	68万円	51万円	14万円	12万円	77万円	-9万円
平成24年度	47万円	12万円	9万円	68万円	51万円	14万円	12万円	77万円	-9万円
平成25年度	47万円	12万円	9万円	68万円	51万円	14万円	12万円	77万円	-9万円
平成26年度	51万円	14万円	12万円	77万円	51万円	16万円	14万円	81万円	-4万円
平成27年度	51万円	14万円	12万円	77万円	52万円	17万円	16万円	85万円	-8万円
平成28年度	51万円	14万円	12万円	77万円	54万円	19万円	16万円	89万円	-12万円
平成29年度	51万円	14万円	12万円	77万円	54万円	19万円	16万円	89万円	-12万円

は、限度額改正年度を示す。



超過限度額世帯数(決算)

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	
一般	医療分	世帯数	836世帯	806世帯	823世帯
	支援分	世帯数	719世帯	699世帯	687世帯
	介護分	世帯数	383世帯	351世帯	324世帯
退職	医療分	世帯数	58世帯	40世帯	26世帯
	支援分	世帯数	48世帯	33世帯	20世帯
限度額世帯数			894世帯	846世帯	849世帯

埼玉県内40市における賦課限度額の状況(平成29年度)

賦課限度額	該当市数	該当市(近隣4市)
89万円	13市	和光市
85万円	15市	
84万円	1市	
83万円	1市	
81万円	1市	
77万円	4市	朝霞市・志木市
75万円	1市	新座市
73万円	3市	
61万円	1市	

朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、後期高齢者支援金等課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する後期高齢者支援金等課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>51万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>51万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>12万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>12万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、後期高齢者支援金等課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する後期高齢者支援金等課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>14万円</u>とする。</p>

(国民健康保険税の減額)

第12条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第4項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）及び同条第3項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1)～(3) (略)

(国民健康保険税の減額)

第12条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第4項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）及び同条第3項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。

(1)～(3) (略)

○朝霞市国民健康保険保険給付費支払基金条例

昭和54年6月29日条例第28号

朝霞市国民健康保険保険給付費支払基金条例

(設置)

第1条 国民健康保険の保険給付費支払金の不足に充当するため、国民健康保険保険給付費支払基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、前年度歳計剰余金が500万円以上ある場合において、当該剰余金の100分の10以上に相当する額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

朝霞市国民健康保険保険給付費支払基金条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>朝霞市国民健康保険財政調整基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>国民健康保険の財政の健全な運営を図るため、国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>当該積立てをする年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定める</u> 額とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>朝霞市国民健康保険保険給付費支払基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>国民健康保険の保険給付費支払金の不足に充当するため、国民健康保険保険給付費支払基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>前年度歳計剰余金が500万円以上ある場合において、当該剰余金の100分の10以上に相当する額とする。</u></p>

改正理由 平成30年度からの国民健康保険の都道府県広域化に伴い、保険給付費支払金が不足した場合のほか、国民健康保険事業費納付金の支払金が不足した場合等にも基金から充当できるよう国民健康保険財政調整基金条例に改める。

施行日 平成30年4月1日